

令和4年度男女の賃金の差異

区 分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全ての労働者	76.7%
うち正規雇用労働者	65.9%
うちパート職員・非常勤職員	67.1%

対 象 期 間：令和4事業年度（令和4年6月1日～令和5年5月31日）

賃 金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み
退職手当、非課税通勤手当を除く。

正規雇用労働者：常勤職員

パート職員：非常勤職員、パートタイマー、アルバイトを含み、
派遣職員を除く。